

在宅での療養生活にお困りの方へ

訪問看護ステーション なでしこ



困っていませんか？ 私たちがお手伝い致します

(訪問看護)

ご自宅へ訪問し、看護・介護の支援をします

- ☐ 在宅生活に不安がある方
- ☐ 家で生活しながら治療や療養を続けたい方
- ☐ お世話(介護)の仕方が分からないから相談にのって欲しい方
- ☐ 認知症・脳血管障害・癌などの病気のある方
- ☐ 住み慣れた家で最期を迎えたい方
- ☐ 精神的に負担があり、悩まれている方
- ☐ 乳幼児～児童で療養や療育が必要な方



住み慣れたご自宅で、ご家族とともに自分らしく生きることを支えます

介護・医療・認知症に関する相談など
お気軽にお問合せください。



夜間や休日に体調が急変した場合など
24時間、連絡・相談ができる体制を整えています。

(訪問リハビリ)

ご自宅へ訪問し、身体の事や生活の支援をします

- ☐ 身体と心の機能維持・改善を図ります
- ☐ 食事・トイレ・入浴など、日常生活動作が安全で楽に行えるよう支援します
- ☐ 調理・掃除・洗濯などが出来、生活の幅が広がるよう支援します
- ☐ 自分にあった福祉用具や自助具を提案します
- ☐ 暮らしやすい環境づくりを提案します
- ☐ 趣味や生活を楽しめるよう支援します
- ☐ 屋外への散歩など生活空間の拡大を支援します



社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 立雲の郷

訪問看護ステーション なでしこ (TEL)079-674-0800



〒669-5252 兵庫県朝来市和田山町竹田2063番地3 (FAX)079-674-0089

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

朝来市健康・福祉拠点施設 訪問看護ステーション なでしこ (指定訪問看護ステーション)

事業所在地：兵庫県朝来市和田山町竹田 2063 番地 3



1 事業の目的

指定訪問看護ステーションは、介護保険法令に従いご契約者様（以下「利用者」といいます）が在宅における心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質を重視した在宅療養が継続できるように支援することを目的として利用者に訪問看護サービスを提供します。

この訪問看護は、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）で主治医が必要と認められた方がご利用いただけます。

2 事業の運営方針

利用者の人権やその人らしさを尊重し、常に利用者の立場に立ち、信頼され求められる訪問看護ステーションづくりを推進するとともに、関係市町地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、質の高い看護サービスの提供に努めます。

3 事業の実施地域

朝来市内

4 職員体制と配置

利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

所長 — 課長 — 管理者（看護師） — 訪問看護師（管理者含む）《設置基準の常勤換算で2.5名以上》
理学療法士 《2名》

5 サービス提供の時間帯

営業日	平日
営業時間帯	8時45分から17時30分
営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日から翌年1月3日

※ただし24時間対応体制があります。

6 提供する訪問看護・介護予防訪問看護のサービス内容

- 1) 病状・障害等に応じた観察（体温、脈拍、血圧、酸素飽和度の測定）
- 2) 食事指導、入浴、清拭、排泄のお世話、移乗・移動の介助
- 3) 療養生活についての相談と助言、家族に対する健康面・介護に関する不安・ストレス・休養に関する相談
- 4) 内服薬管理の支援
- 5) 医師の指示による医療処置
 - ア 床ずれ、創傷の予防と処置
 - イ 各種カテーテル(管)の管理
 - ウ 経管栄養、胃瘻、IVH(中心静脈栄養)の管理
 - エ 膀胱洗浄、人工肛門(ストーマ)の管理
 - オ 在宅酸素の管理
 - カ 吸入、吸引の実施
- 6) リハビリテーション(生活動作の指導、関節拘縮の予防、機能訓練、福祉用具・住宅改修の相談)
- 7) 認知症ケア
- 8) ターミナルケア
- 9) 福祉制度の活用、手続きについての相談と助言
- 10) 医療機関やサービス機関との調整
- 11) 小児訪問看護、精神科訪問看護

7 料金

介護保険の場合

1) 1回あたりの利用料（訪問看護）

	訪問看護 (サービス提供体制加算含む)			介護予防訪問看護 (サービス提供体制加算含む)		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	320円	640円	960円	309円	618円	927円
30分未満	477円	954円	1,431円	457円	914円	1,371円
30分以上60分未満	829円	1,658円	2,487円	800円	1,600円	2,400円
60分以上90分未満	1,134円	2,268円	3,402円	1,096円	2,192円	3,288円

2) 1回あたりの利用料（訪問リハビリ）

	訪問看護 (サービス提供体制加算含む)			介護予防訪問看護 (サービス提供体制加算含む)		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分	300円	600円	900円	290円	580円	870円
40分	600円	1,200円	1,800円	580円	1,160円	1,740円
60分	813円	1,626円	2,439円			

(訪問看護)

※ 「20分未満」の訪問は、週に1回以上、20分以上(30分未満)の訪問を実施し、緊急時訪問看護加算に加入されている利用者に限り算定可能です。

(訪問リハビリ)

- ※ 1日に3回以上(1回20分)の訪問看護を行った場合、1回につき100分の90を乗じた単位数を算定します。
- ※ 利用開始月から12月を超える要介護予防利用者の訪問看護を行った場合は、1回につき15単位を減算した訪問看護費となります。

(訪問看護・訪問リハビリ共通)

- ※ 算定要件を満たした場合は、看護体制強化加算(要介護者1割負担550円 要支援者1割負担100円)が加算されます。
- ※ 退院・退所当日の訪問は、主治の医師が必要と認めた場合に算定可能となります。
- ※ 自己負担の割合(1割・2割・3割)は前年度所得に応じて異なります。

※ 計画の時間を越えた場合は訪問に要した時間相当の料金となります。
 ※保険外訪問は以下の料金設定となります。(30分単位の料金)

時間	営業日料金 () は2人目	休日料金 () は2人目
8時～18時	4,000円 (2,000円)	5,000円 (2,500円)
6時～8時・18時～22時	5,000円 (2,500円)	6,000円 (3,000円)
22時～6時	6,000円 (3,000円)	7,000円 (3,500円)

医療保険の場合

- | | |
|--|--|
| <p>1) ・訪問看護基本療養費 (1割負担の場合)</p> <p>週3日まで 555円/月</p> <p>週4日目以降 655円/月</p> <p>外泊時の訪問 850円/日</p> | <p>・精神科訪問看護基本療養費 (1割負担の場合)</p> <p>週3日まで 30分以上 555円/月</p> <p>30分未満 425円/月</p> <p>週4日目以降 30分以上 655円/月</p> <p>30分未満 510円/月</p> <p>外泊時の訪問 850円/日</p> |
| <p>2) 訪問看護管理療養費 (1割負担の場合)</p> <p>月の初日 767円/月</p> <p>2日目以降12日まで . . . 300円/月</p> | |

利用料金に加算される場合があります

- 1) 緊急時訪問看護加算
- 2) 複数名訪問看護加算
- 3) 特別管理加算
- 4) 早朝・夜間・深夜のサービス
- 5) その他

8 複数名での訪問となる場合

利用者の暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問が困難と認められる場合は、看護師等複数名での訪問となります。また、ご家族の暴力行為、脅迫、ハラスメント、悪質クレーム、ストーカー行為等悪質かつ故意に法令違反、またはサービス提供を阻害する行為が認められた場合も複数名での訪問となり、別途加算料金が必要となります。

9 通常の訪問ができなくなった場合

天災や感染症の疑い等で訪問職員に不足が出て通常の訪問が困難になった場合は、重症かつ医療的処置の必要な利用者の訪問が優先され、状態が安定されている利用者は日時変更、時間の短縮・中止をお願いしなければならない場合が生じます。また、利用者やそのご家族に感染症の疑いが生じた場合の訪問については状況に応じて一時中止させていただく場合も生じてまいります。その場合は、国・県・市・主治医等と協議して最善を尽くしてまいります。

10 訪問のキャンセル

サービスを中止される場合は速やかに連絡をお願いします。
 訪問前日 17時30分以降のキャンセルは、実費での請求をさせていただきます。

11 個人情報の保護

利用者のサービスを提供する上で知り得た情報は契約期間中はもとより、契約終了後においても決して第三者に漏らすことはありません。

12 契約の終了

下記の場合には契約が自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保健施設に入所されたとき。
 - ② 利用者の要介護区分が自立と認定されたとき。
- かかりつけ医師により訪問看護が必要と認められれば医療保険での利用は可能。

終了後も地域の保健福祉サービスに情報提供など必要な支援を行います。

- ③ 利用者が朝来市以外に転居されたとき。
- ④ 利用者がお亡くなりになったとき。

13 損害賠償について

事業の提供にともない、事業者の責任により生じた損害について事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合、利用者のおかれた心身の状況を酌量して相当と認められる場合、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

14 苦情相談の受付について

(1) 当事業所における苦情相談の受付

○苦情相談窓口

藤本 敦 管理者がその責任にあたります。

受付時間 毎週月曜日から金曜日 8:45~17:30

○苦情解決責任者

酒井 伸義 施設長がその責任にあたります。

○第三者委員

当法人の兵庫県社会福祉事業団に第三者委員会を設置しています。

田村 賢一 (兵庫県社会福祉事業団監事)

宗野 義潔 (法務省保護司)

吉田 邦子 (江戸町法律事務所)

(2) 行政機関等

○兵庫県但馬県民局 豊岡健康福祉事務所 監査・福祉課	所在地 豊岡市幸町 7-11 電話番号 0796-26-3669 FAX 0796-26-3795
○朝来市役所 健康福祉部 高年福祉課	所在地 朝来市和田山町東谷 213 番地 1 電話番号 079-672-6124 FAX 079-672-4109
○兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 電話番号 078-332-5617 FAX 078-332-5650
○運営適正化委員会 (兵庫県社会福祉協議会が設置)	所在地 神戸市中央区坂口通 2 - 1 - 18 兵庫県福祉センター内 電話番号 078-242-6868 FAX 078-271-1709

15 高齢者等虐待防止への取り組み

当ステーションでは虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 高齢者等虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図ること。
- (2) ステーションにおける虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則 この運営規定は令和 6 年 7 月 1 日から施行する